

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等について、その対象となる避難解除区域等の範囲及び確定申告書に添付すべき書類等を定めることとする。(第3条の8、第6条の9、第9条の9関係)
- 2 被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例について、適用対象となる警戒区域設定指示等が行われたことにより居住の用に供することができなくなった家屋等の譲渡の場合の確定申告書に添付すべき書類等を定めることとする。(第3条の9関係)
- 3 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、住宅の特別特定再取得等をした家屋につき適用を受ける場合の確定申告書に添付すべき書類についての細目を定めることとする。(第5条の2関係)
- 4 避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例について、この特例の適用を受ける場合に提出する申請書等に添付すべき書類等を定めることとする。(第14条の2の2関係)
- 5 帰還環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減措置について、本制度の適用を受ける場合の手続及び適用対象となる事業を定めることとする。(第16条の4関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7 この省令は、平成31年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)